

平成28年度第4回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

1 日時

平成28年8月31日（水）14:00～16:00

2 開催場所

千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗

3 出席者

（委員） 福川会長、井上副会長、浦本委員、金田委員、小松委員、中村委員、小柳委員、山本俊子委員、山本佳美委員

（事務局） 原市民自治推進部長、坂本市民自治推進課長、齋木市民自治推進課課長補佐、竹田主査、北田主任主事、田近主任主事、鈴木主事、齊藤主事

（欠席） 粉川委員

4 議題

（1）平成27年度千葉市市民参加・協働実施状況について

（2）（仮称）私のまちづくり条例について

5 議事の概要

事務局から、「平成27年度千葉市市民参加・協働実施状況」及び「（仮称）私のまちづくり条例」の検討状況について説明。その後、現状の共有と内容について審議した。

6 会議経過

○福川会長

まず、本日の議題（1）について、事務局から資料に沿って説明願う。

○坂本課長

【資料1-1、1-2に沿って説明】

○中村委員

P67の研修について、派遣研修とは外部への派遣という解釈でよいか。また、対象者が「所属が推薦する職員」となっているが、自ら応募しているのか所属長からの勧奨なのか。さらに、「単年度事業」となっているが、今年度初めて実施されたのか。

○坂本課長

対象者の選考については、両パターンある。また、研修メニューについては様々なメニューの中から選択できるようになっている。

○中村委員

研修所管課に対する意見だが、外部へは毎年度継続して派遣するべきである。

○原部長

外部への派遣については、毎年度実施している。ただし、先ほど説明したとおり様々なメニューがありそこから希望して派遣される形になるため、人数枠との兼ね合いもある。なお、本市は職員研修には力を入れており、積極的に派遣している。

○金田委員

職員自らが要望や企画して実施した研修はあるか。

○齋木課長補佐

把握はしていないが、要望は出している。

○中村委員

P 6の「公募委員を含む附属機関」について、全庁的に目標数値はあるのか。もう少し公募委員の割合が多くてもよい附属機関があるように見受けられる。

○竹田主査

目標数値は設定していない。附属機関によっては専門性の高い機関もあり、一律での設定が難しいのが実情である。ただし、職員向けの内部資料では積極的に実施するように周知している。また、事前協議の際にも場合によっては勧奨している。

○小柳委員

全体的に公募委員は少ない印象を受けた。それは、募集段階でのハードルが高いからではないか。ハードルを下げて、関心のある方が応募しやすいようにすることも必要である。

○井上副会長

同一課で同じような事業を行っているように見受けられる。一本化できるものがあるのではないか。そういった調整はできるか。

○齋木課長補佐

目的が違うので、別事業となっているものもある。

○原部長

国や県から補助金等が入っている事業もあり、分けざるを得ない可能性もある。

○浦本委員

P 9の100人ワークショップの件だが、最終的な目標設定は、市民の自発的な活動に結びついていくことなのか、それともワークショップから出た意見を基にプロジェクト化していくことなのか、どちらを設定しているのか。

○齋木課長補佐

100人ワークショップの第一目的は、多くの市民から意見を聴くことにあった。そして、最終的には検討中の（仮称）私のまちづくり条例へつなげていくことである。

○小松委員

P60あたりのことだが、各区の自主事業について、より積極的に行われていくことを期待する。

P71の動物公園ボランティアについて、自分が関わっていたこともあるが、さらによりよい動物公園となっていくことを期待したい。

資料1-1における市民と職員の意識向上と人材育成について、件数が増えているがこれはとても大事で研修の目的は知識やノウハウの習得はもちろんだが、他団体の方々との交流の場でもあり、それがプラスになる。

○中村委員

P16のCS向上調査について、内容等を詳しく説明願う。また、これは単年度事業か。

○坂本課長

一般市民の方々へ、区役所それぞれの部署へ行ってもらいハード面から窓口対応まで調査をしてもらった。

今年度以降、どのようなやり方となるかは、不明である。

○中村委員

ハード面も大事だが、より大事なのは職員の対応等、ソフト面である。

○山本佳美委員

障害者の方等への聞き取り調査等では、本人がうまく伝達できないこともあるので、そうすると家族や介護者等への聞き取りが中心になってしまうことはあるが、主は本人である。

P20のNPO法人との協働事業が着実に増えており、今後も増えていくとよい。

○福川会長

それでは、実施状況については承認でよろしいか。

(一同承認)

続いて、議題(2)について、事務局から説明願う。

○坂本課長

資料の説明に入る前に報告がある。一点目は、市民プロジェクトチームがおよそ6か月間で計7回開催されたが、この度皆さんの思いが詰まった提言書が取りまとめられ、先日市へ提出された。(各委員へは回覧)

【続いて、資料 2 から 3 について説明】

○福川会長

だいぶすっきりした印象である。皆様のご意見はいかがか。

○井上副会長

第 4 条の各号の表現が力強くてよい。

○中村委員

第 5 条第 1 号の括弧内の「います」は不要である。

○井上副会長

議会との関係性については、触れなくてよいのか。

○齋木課長補佐

「市」に議会も含まれているとの解釈である。

○福川会長

第 6 条第 1 項の「市長等」は「市」に変更してもよいのでは。

○竹田主査

前回提示の資料までは、現行条例の「実施機関」を踏襲しての表現である。ただし、ここに議会も含むべきであるという結論であれば、「市」となる。

○福川会長

整理が必要である。

○井上副会長

やはり、第 6 条には議会も含まれるべきである。

○齋木課長補佐

このあたりの定義付けは、事務局にて検討させていただきたい。

○中村委員

第 6 条第 1 項の括弧内の必要性も含めて、精査願いたい。

○小松委員

第 6 条には、市職員は入っているのか。

○福川会長

「市長」に市職員は含まれるはずである。

○山本佳美委員

そういった理解は、一般市民には難しい。

○齋木課長補佐

そういった部分は、逐条解説等で示していきたい。

○山本俊子委員

第4条以降の表現が固くなってしまふのはやむを得ないことは理解してはいるが、「適切かつ効果的であると認められる」という文言は検討が必要ではないか。

○中村委員

このあたりの表現については、高校生と意見交換してよりわかりやすくなるようにできないか。

○福川会長

答申（案）には、逐条解説等を作成するよう記してはある。

○齋木課長補佐

今後、市民へ周知する段階では逐条解説等のみではなく、わかりやすい資料も必要であると認識している。

○金田委員

市民プロジェクトチームでは、中学生でもわかるように単語にこだわって議論してきた。よって、中村委員の提案には賛成である。

○齋木課長補佐

条例化するにあたっては、ルールもあるのでそこは守らなければならないが、周知方法等は今後検討する。

○中村委員

条例を作って終わりではない。今後、どう周知していくのかが大事である。

○小松委員

上程するにあたり、「市長等」という表現を入れなければならないのであれば、やむを得ない。逐条解説等できちんと定義を説明しておけば中高生でもわかる。

○齋木課長補佐

第8条における「実施計画」という文言は、他部局の計画と混同する可能性もあるので、ここは事務局にて再検討させていただきたい。

○山本佳美委員

第6条、第7条について、語尾が全て「努めます」となっていることに違和感がある。他にこのような表現が出てきていないので、際立つ。

○小松委員

第4条、第5条は言い切っているので、第6条、第7条も同様でいいのでは。

○齋木課長補佐

事務局にて整理していきたい。

○中村委員

第5条第1号は「地域運営委員会」の設立、運営を推進するという意で、あえて規定しているのか。

○齋木課長補佐

そのとおりである。

○福川会長

こういう類のものは、無理して作るようなものではない気もするが。条例に「地域運営委員会」という言葉は、ここで初めて出てくるのであれば、重要である。

○原部長

今までは、根拠がなかった。ここで根拠付けすることによって、各地域団体の運営等の支援も含め積極的に実施していきたい。

○井上副会長

実際にアクションを起こせるような方々が、積極的に活動できるようになってもらいたい。

○山本俊子委員

第7条の文言は、全体的にもう少し柔らかくできないか。部分でも変えられるものがあるれば、それだけでも違う。

○福川会長

事務局にて検討をお願いしたい。

○金田委員

第5条までがだいぶ柔らかくなったので、やはり際立つ。もう少し柔らかくできないか。

○中村委員

条例としては、やはり固くないといけない部分もあるのか。

○齋木課長補佐

趣旨が曲解されないようにすることも必要である。

○山本佳美委員

第7条第1項と第2項が逆になると、すっきりするのでは。

○齋木課長補佐

今後、事務局にて整理のうえ報告する。

○福川会長

続いて答申書（案）について、説明願う。

○坂本課長

【資料4について説明】

○福川会長

条例（案）を示したうえで、ここに掲げられている9項目は、今後市において検討していくにあたり重きを置くべき事項で、基本方針のようなものである。

また、現行条例には限界があるので、新条例制定の必要性があるということである。

○中村委員

答申書に添付する条例（案）が、全く修正なくそのまま条例となるのか。

○原部長

修正がない場合もあれば、パブリックコメント手続等において有用な意見が出れば、当然修正もあり得る。

○中村委員

（9）にもあるが、今後の市議会との意見交換については。

○原部長

答申いただいた後での検討の過程で、市議会の各会派との意見交換は必須である。

○小松委員

(2)(3)について、文言の整理が必要では。「名称や愛称の公募」は独立させるべき。

○福川会長

事務局にて整理をお願いしたい。

○坂本課長

本日いただいた意見を反映したものを、再度お示ししたうえで正式に答申いただくこととなる。

○齋木課長補佐

今期の委員任期が平成29年2月末までとなるため、現メンバーでの最後の会議となる。ここまでの協力に感謝する。

【福川会長より挨拶】

(終了)